

2024年9月3日  
JP エネルギー株式会社

**2024年台風第10号により被災されたお客さま  
に対する電気料金等の特別措置を実施します。**

— 料金の支払期日等の延長、不使用月の料金の免除、工事費の免除などを実施 —

2024年台風第10号により被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。  
当社は、このたびの台風の被害により、災害救助法が適用された地域において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合には、特別措置を講ずることとしましたので、お知らせいたします。

**1 特別措置の対象地域（2024年9月2日時点）**

<災害救助法が適用された市町村（※1）>

■災害救助法適用日：8月27日

愛知県：蒲郡市

■災害救助法適用日：8月28日

福岡県：久留米市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、みやま市、糸島市、糟屋郡志免町、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡水巻町、遠賀郡岡垣町、遠賀郡遠賀町、嘉穂郡桂川町、三井郡大刀洗町、三潞郡大木町、八女郡広川町、京都郡苅田町、京都郡みやこ町、築上郡吉富町、築上郡上毛町

宮崎県：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町、東諸県郡綾町、児湯郡高鍋町、児湯郡新富町、児湯郡川南町、児湯郡都農町、東臼杵郡門川町、東臼杵郡諸塚村、東臼杵郡椎葉村、東臼杵郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、西臼杵郡日之影町、西臼杵郡五ヶ瀬町

鹿児島県：鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、鹿児島郡三島村、鹿児島郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、始良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、肝属郡錦江町、肝属郡南大隅町、

肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種子町、熊毛郡屋久島町、  
大島郡大和村、大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町、大島郡龍郷町、大島郡喜界町、  
大島郡徳之島町、大島郡天城町、大島郡伊仙町、大島郡和泊町、大島郡知名町、  
大島郡与論町

■災害救助法適用日：8月29日

静岡県：静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、  
富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、  
裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、  
賀茂郡東伊豆町、賀茂郡河津町、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町、  
賀茂郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、駿東郡小山町、  
榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町

愛知県：豊橋市、岡崎市、豊川市、津島市、豊田市、犬山市、小牧市、新城市、高浜市、  
田原市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、海部郡蟹江町、海部郡飛島村、  
知多郡東浦町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、  
北設楽郡豊根村

大分県：大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、  
豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、  
速見郡日出町、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

■災害救助法適用日：8月30日

神奈川県：平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、中郡大磯町、中郡二宮町、  
足柄上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄下郡湯河原町

■災害救助法適用日：8月31日

岐阜県：大垣市、揖斐郡池田町

(注) ※1 上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。

災害救助法適用範囲(内閣府 HP)：

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

## 2 特別措置の内容および申込み方法

当社と電気のご契約を頂いている被災されたお客さまに対し、以下の特別措置を適用します。

### 1. 電気料金の支払期日（※2）の延長

2024年7月（支払期日が災害救助法適用日※3以降のものに限る。）、2024年8月、9月および10月料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。

### 2. 不使用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

### 3. 工事費負担金（※4）の免除

2025年2月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。

### 4. 臨時工事費（※4）の免除

2025年2月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除します。

### 5. 基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2025年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

### 6. 諸工料（※4）の免除

2025年2月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、それに伴う諸工料を免除します。

（注）※2 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※3 特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。

※4 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

なお、特別措置の適用を希望されるお客さまは、以下の当社お客様センターまでお申込みください。

以上

JP エネルギー株式会社

連絡先：050-3160-8479（お客さまセンター）

 **JP ENERGY**